

特別養護老人ホーム ヴィレージュ 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所 運 営 規 程

第1章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人 宝寿会 が開設する指定介護老人福祉施設ヴィレージュ(以下「事業者」という。)が行う、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護等の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム ヴィレージュ
- 二 所在地 群馬県館林市岡野町335-1

(利用定員)

第4条 利用定員は 10名とする。

(実施地域)

第5条 事業の実施地域は、館林市及び邑楽郡内の区域とする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(指定介護老人福祉施設の管理者と兼務)
介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供をおこなうため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及業務の一元的な管理・指揮命令をおこなう。
- 二 従業者
嘱託医師 (指定介護老人福祉施設の嘱託医)
生活相談員 1名以上(常勤・特養兼務)
看護職員 1名以上(常勤・特養兼務)
介護職員 3名以上(常勤・特養兼務)

管理栄養士 1名(常勤・特養兼務)

機能訓練指導員 1名(常勤・特養兼務)

従業者は、指定短期入所生活介護等の提供に当たる。

三 事務職員 1名(常勤・特養兼務)

事務職員は、必要な事務を行なう。

(管理職の兼務範囲)

第7条 管理者が第5条第一項の責務を果たせる場合には、同一の事業者によって設置される他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であつて、当該他の事業所・施設等で従事する時間帯も、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を的確におこなうことができる場合において、当該事業所の管理者又は従業員としての職務にも従事できるものとする。

第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第8条 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供を開始する際、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要や従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護等の提供を拒んではならない。

3 事業者は、当該事業所の通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定短期入所生活介護等を提供することが困難と認めた場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、及び適切な他の指定短期入所生活介護等を行う事業所の紹介など、その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第9条 事業者は、当該指定短期入所生活介護等の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護(又は要支援)認定の有無及び有効期間を確認するものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護等を提供するように努めるものとする。

(心身の状況等の把握)

第10条 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供をするにあたり、利用者に係る居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(短期入所生活介護等の開始及び終了)

第11条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護等を提供する

ものとする。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護等の提供開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な支援に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第12条 事業者は、指定短期入所生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、その文書の交付、その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 短期入所生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額

(基本取扱方針)

- 第13条 事業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を目標に設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業者は、その自ら提供する指定短期入所生活介護等の質の評価を行うとともに、主治医又歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
 - 3 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供に当たり、利用者ができる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、その目的を常に意識しサービスの提供に当たるものとする。
 - 4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図る等その他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう、適切な働きかけに努めるものとする。

(具体的取扱方針)

- 第14条 指定短期入所生活介護等の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。
- 一 指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - 二 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定短期入所生活介護等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記した「短期入所生活介護計画(又は介護予防短期入所生活介護計画)」を作成するものとする。
 - 三 「短期入所生活介護計画(又は介護予防短期入所生活介護計画)」は、すでに「居宅サービス計画書(又は「介護予防サービス支援計画表」)」が作成されている場合は、当該計画書の内容に沿って作成するものとする。
 - 四 管理者は、「短期入所生活介護計画(又は介護予防短期入所生活介護計画)」を作成した際には、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付するものとする。

- 五 指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、「短期入所生活介護計画(又は介護予防短期入所生活介護計画)」が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 六 指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(介護)

第15条 従業者は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供。
(入浴がさせられないときは清拭)
- 二 排泄の自立についての必要な支援
- 三 おむつを使用せざるを得ない利用者について、排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え。
- 四 離床、着替え、静養等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第16条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

- 2 事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第17条 事業者は利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第18条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第19条 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合・その他必要な場合には、速やかに主治医又は、あらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、管理者に報告をするものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、事故の発生又はその再発の防止をするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。
 - 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防

- 止のための指針の整備。
- 二 事後が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。
 - 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする)及び従業者に対する研修の実施。
 - 四 前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供中に、従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第22条 事業者は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その状態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。
- 3 事業者は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を、3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(相談及び援助)

第23条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第24条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の授受)

第25条 指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

- 2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 実施地域を越えて行う送迎の費用
 - 六 理美容代
 - 七 その他指定短期入所生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが必要であると認められるもの。
- 3 前項第七号に規定する便宜の内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。(別紙参照)
- 4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 事業者は、法定代理サービスに該当しない指定短期入所生活介護等に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護等の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して、交付するものとする。

第5章 非常災害対策

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、施設の運営及び利用を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 前2項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 5 利用者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(地域との連携)

第27条 事業所はその運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

第6章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第28条 事業者は、指定短期入所生活介護等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護(又は要支援)の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保健給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第29条 事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護等を提供できるよう従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、その従業者によって、指定短期入所生活介護等を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者(介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を確保するものとし、業務の執行体制についても検証、整備をおこなう。
 - ▶ 採用時研修 新規採用時
 - ▶ 継続研修 随時開催される施設内研修を対象研修とする。

(衛生管理・感染症)

第30条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催。
 - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
 - 三 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練(シュミレーション)の実施。
 - 四 前三項に掲げる装置を適切に実施するための担当者の設置

(個人情報の保護)

第31条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での指定短期入所生活介護等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情への対応)

第32条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等にかかる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 施設は、入所者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 施設は、苦情申し立てた入所者に対していかなる差別的な扱いも行ってはならない。

(掲示)

第33条 事業所は、ホームページ及び指定短期入所生活介護等を行う事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(記録の整備)

第34条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定短記入所生活介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

一 短期入所生活介護計画(又は介護予防短期入所生活介護計画)

二 第15条に規程する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第20条に規程するじこの状況及び事故に際してとった処置の記録

四 第22条に規程する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第28条に規程する市町村への通知に係る記録

六 第32に規程する苦情の内容等の記録

(その他運営についての留意事項)

第35条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場においておこなわれる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第7章 雑 則

(改正)

第36条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。